



[1]

ISPM 5 の草案修正:**植物検疫用語集(1994-001)**

[2]

発行歴

[3]

本文書の日付	2013年5月22日
文書分類	ISPM 5 改正(植物検疫用語集)
文書の現在の段階	2013-5 各国協議用の SC
主な段階	CEPM (1994)がトピックを追加: 1994-001, ISPM 5 の改正: 植物検疫用語集 TP5 仕様書 2012-10 及び 2013-02 TPG 草案作成 2013-05 SC が修正し各国協議用に承認。
注釈	----

[4]

各国は、ISPM 5 が扱う範囲の改正に関する提案に加え、以下に記載されている ISPM 5 への追加、改正、及び削除案について検討することを求められる。各提案について、簡単な説明が記載されている。用語と定義の改正については、提案されている変更点だけがコメントの対象となっている。

[5]

1. 追加

[6]

1.1 駆除(EXCLUSION) (2010-008)

[7]

背景

[8]

2009年、ミバエのテクニカルパネル(TPFF)は、ミバエ管理のための植物検疫手続きに関する ISPM における駆除という語の定義の案を作成した。この語は TPG による提案を基に、2010年4月の SC により、IPPC 基準の議題リストに加えられた。TPFF の定義は 2010年10月に TPG により検討・修正され、2011年5月には SC により検討され、2011年6月に各国協議に送られた。寄せられたコメントを考慮して、2011年11月、TPG は、封じ込め(containment)、抑圧(suppression)、根絶(eradication)、及び防除(control)という語(IPPC 基準の議題リストに既に掲載されている。これらの語の改正案については、セクション 2.2 を参照)に関連して、駆除(exclusion)という語は再検討されるべきという意見を出した。2012年10月、TPG により改正案が提出され、2013年5月に SC により検討された。以下の説明を考慮して頂きたい:

- [9] 措置に関連する用語集に駆除という語と定義を加えることは有益である、この用語集には封じ込め、根絶、抑圧といった語が含まれている。駆除という語は、ミバエ管理以外にも広く適用されるので、定義は広くすべきである。また、他の措置に関する用語と同じ基本フォームを持つべきである。
- [10] このグループの語(駆除、封じ込め、抑圧、根絶、及び防除)のあらゆる定義のためには、植物検疫措置よりも、公的措置を使用することが望ましい。植物検疫措置は、規制有害動植物(すなわち、検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物)だけに関連しているが又は、規制有害動植物だけにこれらの用語の定義を制限する必要はない。逆に、駆除、封じ込め、抑圧、根絶、及び防除といった語は、措置が適用される国の検疫有害動植物だけに関係するわけではないため、公的措置の方がより適切である。各国は、他の国の規制有害動植物とは無関係に、独自の利益のために駆除を適用することも可能である。
- [11] この駆除という語は「有害動植物の(of a pest)」という言葉に限定されているため、様々な ISPM で見られるように、別の文脈の中で一般的な英語の意味としても使用することができる(例えば、ISPM15:2009における“木製梱包資材は除く(“excludes wood packaging material”)”、ISPM 22:2005における“特定の地域は除く“exclude a certain area””、ISPM 27:2006における化学物質又は装置の排除(exclusion of chemicals or equipment)など)。修飾語句の使用も、防除、入り込み、定着と言った、用語集の他の用語と一致している。
- [12] 侵入(introduction)という語(つまり、入り込み及び定着)を使用し、入り込みは使用しない。駆除措置全体は、一時的発生又は流入が起きた場合に定着を防ぐための措置を含み得る。
- [13] 侵入の定義は、既に入り込みという語を使用することで、地域について(間接的に)言及するものではあるが、駆除という語の概念は、定義された地域が1つの国であるか又は一国内もしくは複数の国にまたがる地域であるかということに関連するため、地域の中という語が明確化のために加えられた。
- [14] ある地域及びその周辺地域において適用される措置という言い回しについては、封じ込めの定義と整合性を持たせるべきか、そして緩衝地帯の場合も対象とするべきかということが検討された。駆除の定義は本来、ミバエの有害動植物無発生地域(PFAs)及び有害動植物低発生地域(ALPPs)に適用するために発展してきた(この場合、ある地域及びその周辺における措置の適用に限られる);しかしながら、駆除という語は、ミバエの PFAs 及び ALPPs 以外の文脈でも使用される必要がある。ある地域及びその周辺におけるという言い回しは、駆除の対象となる地域が1つの国全体である場合、又は1つの国にとって利益となる駆除措置が他の国に適用される場合といった一般的な状況下では適切ではない。

[15] 追加案

[16] (有害動植物の) 駆除(exclusion (of a pest))	ある地域への有害動植物の侵入を防ぐための公的措置の適用
---	-----------------------------

[17] 1.2 生産用地 (PRODUCTION SITE) (2012-004)

[18] 背景

- [19] 生産用地という語は、TPG 提案を基に、2012 年 4 月の SC で IPPC 基準の議題リストに付け加えられた。定義は 2012 年 10 月 TPG により提案され、2013 年 5 月の SC で検討された。以下の説明を考慮して頂きたい：
- [20] 生産用地という語は、基準の中ではよく使用されるものであり、そのため、定義は使いやすいものとなろう。有害動植物無発生生産用地という語は、その用地が、同時に有害動植物無発生生産地を作ることなく、生産地内において指定されるという状況をカバーするため、ISPM 10:1999 で使用された(そして ISPM 5 の中で定義されている)。生産地(place of production)という語は、既に定義されている。
- [21] 提案されている定義は、生産用地を、生産地の中の別個のユニットとして規定している。
- [22] ISPM では、生産用地とは、植物検疫を目的とした(そして他のことを目的としない)のものであると規定しており、このことは定義の中で述べられるべきである。
- [23] 生産用地の定義のため、生産地及び有害動植物無発生生産地の定義を変更する必要がある(セクション 2.4 を参照)。

[24] 追加案

[25] 生産用地 (production site)	生産地の中の特定の部分であり、分離したユニットとして、植物検疫を目的として管理される。
--------------------------------	---

[26]

2. 改正

[27]

2.1 搬入地点 (POINT OF ENTRY) (2010-005)

[28]

背景

- [29] 搬入地点という語は、TPG 提案を基に、2010 年 11 月の SC で IPPC 基準のための議題リストに加えられた。定義の変更が 2012 年 10 月の TPG により提案され、2013 年 5 月の SC によって検討された。以下の説明を考慮して頂きたい：
- [30] 国境(border)という語を使用することは、定義の範囲を狭くする。植物検疫の実施は、国境においてではなく、他の公的に指定された場所の内部で行われ得る。多くの国において、国境から遠く離れた内部に搬入地点を置くことが一般的に行われている。
- [31] 地点という語は国境を削除することで残ったが、英語では正しい表現ではない。例えば、搬入地点とは、施設、育苗地、果樹園、又は工場であるかもしれないという可能性を考慮して、場所(location)という語が選択された。
- [32] 及び/又はという語の使用は避けるべきである。ここでは、又はが適切である。

[33] ISPMs では、輸入という語は一般的に使用される語である。

[34] 定義の中に空港と海港に関する言及を残しておくことは、有益であると考えられた；つまり、空港、海港、又はその他あらゆる場所という語の代わりに、あらゆる場所という語を使用することによって定義を簡素にするためではない。

[35] 元の定義

[36] 搬入地点 (<i>point of entry</i>)	積荷の輸入、及び/又は旅客の入国のために公的に指定された空港、海港又は国境上の地点 [FAO, 1995]
-------------------------------------	---

[37] 改正案

[38] 搬入地点 (<i>point of entry</i>)	積荷の輸入、及び/又は旅客の入国のために公的に指定された空港、海港、又は他のあらゆる場所国境地点のこと
-------------------------------------	---

[39] 2.2 システムズアプローチ (SYSTEMS APPROACH(ES)) (2010-002)

[40] 背景

[41] システムズアプローチという語は、TPG 提案を基に、2010 年 11 月の SC により IPPC 基準のための議題リストに加えられた。2012 年 10 月に TPG により定義の改正が提案され、2013 年 5 月 SC により検討された。以下の説明を考慮して頂きたい：

[42] システムズアプローチは、病害虫リスクを管理する選択肢の一つであり、その概念を明らかにするために、改正された定義の中でこのことについて言及されている。

[43] リスク管理措置という語は、公的措置という語に変更された。この表現により、システムズアプローチは、規制有害動植物だけに使用されるわけではなく、他の有害動植物にも使用されるという事実が反映されるため植物検疫措置という語より推奨される。

[44] 現在の定義には 3 つの重要な要素が含まれており、それらは最終提案の中に残されている：システムアプローチは植物検疫手続を統合するものであり、それらの手続はそれぞれ別々に行われ、全ての手続が累積効果を有する。

[45] 定義により、システムズアプローチの結果を特定すべきではなく、また成功するであろうという先入観を持つべきではない。このため、規制有害動植物に対する適切な保護レベルに達するという語句は、削除された。しかしながら、目標 — 病害虫リスク管理 — については、そのまま残されている。

[46] 括弧内に追加された文字により、複数形が選択肢として示されているが（つまり、“(es)”）基本的には ISPMs においてその使用は避けるべきである。この場合は、病害虫リスク管理の選択肢として定義が改正されているため、複数形は必要ではない。

[47] 以前の定義

<p>[48] システムズアプローチ (複数形) (systems approach(es))</p>	<p>異なる危険度管理措置の集約であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、規制有害動植物に対する適切な保護水準を累積的に達成するもの [ISPM No. 14, 2002; revised ICPM, 2005]</p>
---	---

[49] 改正案

<p>[50] システムズアプローチ (複数形) (systems approach(es))</p>	<p>異なる公的危険度管理措置を統合した病害虫リスク管理オプションの集約であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、累積効果がある。規制有害動植物に対する適切な保護水準を累積的に達成するもの</p>
---	--

[51] 2.3 抑圧 (SUPPRESSION) (2011-002), 根絶 (ERADICATION) (2011-003), 封じ込め (CONTAINMENT) (2011-004), 防除 (CONTROL) (2011-005)

[52] 背景

[53] 抑圧、根絶、封じ込め、及び防除という語は、TPG の提案に基づき、2011年5月のSCによりIPPC基準の議題リストに追加された。定義の改正が2012年10月のTPGで提案され、2013年5月のSCにより検討された。以下の説明を、考慮して頂きたい:

[54] 全ての定義: 公的措置という語が植物検疫措置に代わって使用された。これは、**駆除**という語の追加の部分で詳しく説明されている(セクション1.1を参照)。

[55] 封じ込め: この語は、一貫性のために、「有害動植物の」という語によって限定されてきた。この語は、ISPM 3:2005 の中では、生物的防除資材について使用されている。しかし、ISPM 3:2005 のテーマは(可能性のある)有害動植物としての生物的防除資材であり、そのため、ISPM 3:2005 の中では「有害動植物の」という語によって限定された使用が適切である。

[56] 根絶: 封じ込めと抑圧との一貫性を持たせるために、寄生(*infested*)と言う語が定義に加えられた。この語は、一貫性を持たせるため「有害動植物の」という語によって限定されている。

[57] 抑圧: 一貫性を持たせるために、この語は「有害動植物の」という語によって限定されている。現在、抑圧という語は、ISPM の中で、有害動植物を抑圧するという意味でだけ使用されているが、ISPM 2:2007 (セクション 1.2.1)の中には例外がある。これは、用語集とは関係のない意味で使用されている: 他の植物を抑制する有害動植物(としての植物である。一貫性のために、定義の頭についている定冠詞 **the** は、削除される可能性がある。

[58] 防除: **有害動植物個体群**という語は削除された。抑圧、根絶、及び封じ込めという語により、その概念の適用を表わすことが出来るからである。さらに、抑圧という語は、有害動植物の個体群について触れ、根絶及び封じ込めという語は、有害動植物について触れるものである(抑圧の定義には、有害動

植物個体群という語は必要である。これは、有害動植物(つまり、種として定義されているもの)を抑圧することはできないからである)

- [59] - 抑圧:定義は寄生地域における(単一の)“個体群”に言及することが提案されている。

[60] 以前の定義

[61] 抑圧 (suppression)	有害動植物の個体数を減少させるために発生地域で植物検疫措置を適用すること [FAO, 1995; revised CEPM, 1999]
根絶 (eradication)	ある地域から、ある有害動植物を除去するための植物検疫措置の適用 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly eradicate]
封じ込め (containment)	有害動植物のまん延を防ぐため発生地域内及びその周辺に植物検疫措置を適用すること[FAO, 1995]
(有害動植物の)防除 (control (of a pest))	有害動植物個体群の抑圧、封じ込め又は根絶 [FAO, 1995]

[62] Proposed revisions 改正案

[63] (有害動植物の)抑圧 (suppression (of a pest))	有害動植物の個体数を減少させるために発生地域で植物検疫公的措置を適用すること [FAO, 1995; revised CEPM, 1999]
(有害動植物の)根絶 (eradication (of a pest))	ある発生地域から、ある有害動植物を除去するための植物検疫公的措置の適用 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly eradicate]
(有害動植物の)封じ込め (containment (of a pest))	有害動植物のまん延を防ぐため発生地域内及びその周辺に植物検疫公的措置を適用すること[FAO, 1995]
(有害動植物の)防除 (control (of a pest))	有害動植物個体群の抑圧、封じ込め又は根絶 [FAO, 1995]

[64] 2.4 発生産地 (PLACE OF PRODUCTION) 及び有害動植物無発生産用地 (PEST FREE PRODUCTION SITE)

[65] 背景

- [66] 生産用地について提案された新しい定義のために、生産地と有害動植物無発生産用地の定義の

結果としての変更が、必要とされる(セクション 1.2 を参照)。定義の改正は、2012 年 10 月の TPG により提案され、2013 年 5 月の SC により検討された。以下の説明を考慮して頂きたい:

[67] 改正案は、**生産用地**という語に対して新しく提案された定義を考慮し、両方の用語の定義を簡素にするものである。

[68] さらに、**有害動植物無発生生産用地**の定における、**発生しない**(*does not occur*)という語から**不在**(*is absent*)という語への変更は、**発生**(*occurrence*)という語を削除し、代わりに**存在**(*presenc* 又は *present*)という語を使用する(又は、**発生しない**(*does not occur*)の代わりに**不在**(*absent*)を使用する)という提案から起こった必然的な結果である(セクション 3.1 を参照)

[69] 以前の定義

[70]	生産地(place of production)	単一の生産若しくは農作の単位として運営される所有地又はほ場の集まり。これには植物検疫上の目的のために別個に管理される生産用地を含むことができる [FAO, 1990; revised CEPM, 1999]
	有害動植物無発生生産用地(pest free production site)	特定の 有害動植物 が発生していないことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が一定期間 公的に 維持され、かつ独立した区画として 有害動植物無発生生産地 と同一の方法で管理されている 生産地 内の明確に境界が定められた部分 [ISPM No. 10, 1999]

[71] 改正案

[72]	生産地(place of production)	単一の生産若しくは農作の単位として運営される所有地又は ほ場 の集まり。これには植物検疫上の目的のために別個に管理される 生産用地 を含むことができる
	有害動植物無発生生産用地(pest free production site)	特定の 有害動植物 が 存在発生 していないことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が一定期間 公的に 維持され、かつ独立した区画として 有害動植物無発生生産地 と同一の方法で管理されている 生産用地 内の明確に境界が定められた部分

[73] 2.5 検疫所(QUARANTINE STATION) (2010-013)

[74] 背景

[75] 検疫所と言う語は、2010 年 4 月の SC により IPPC 基準の議題リストに加えられた。2010 年 10 月には TPG により定義の変更が提案された。2011 年 5 月に SC による検討を受け、2011 年 6 月に、各国協議のために送付された。2011 年 11 月、TPG は各国のコメントを見直し、提案された定義により詳しい説明を加え、保留とした。2011 年 11 月、SC は更なる検討を求め、提案を TPG に差し戻した。2012 年 10 月、TPG は再び提案について検討し、定義を変更することなく SC に提出したが、説明を付け加えた。改正された定義は 2013 年 5 月の SC で検討された。以下の説明を考慮して頂きたい:

- [76] 現在の定義によると、検疫所とは、検疫のために、植物又は植物生産物だけでなく、他の規制品（植物検疫規制の対象となる場合には、有益な生物体も含む）を留めておくものと定めている。このため、定義は幅広く他の規制品も含み、有益な生物体は、可能な限り規制品となるとしている。現在でも、異なる種類の要素を検疫所の定義の中に含めておくことは便利であると考えられている。
- [77] 有益な生物体について特に言及することは、ISPM 3:2005 との関係において重要なものであるため、推奨されている。現在、ISPM 3:2005 の中では、検疫所の概念を表わす場合、*検疫施設(quarantine facilities)*という語が使用されている。定義が変更され、採用されたならば、用語の使用に一貫性を持たせるため、ISPM 3:2005 で*検疫所*という語を使用することになるだろう。
- [78] *規制品*について言及すべきかどうか、ということが検討された。規制品は、植物及び生物体だけでなく、例えば、運搬機関も対象となるためである。慣行的に、*検疫所*という語は、手荷物、鉢、更には土壌、車両及び物質といった、様々な規制品に使用され、特に、*検疫所*が搬入地点と近い場所に位置している時に使用されていることに注目して頂きたい。しかしながら定義を制限する必要はない。定義は各国がすべきこと又はすべきでないこと特定するものではなく、各国は*検疫所*において規制品に関し様々な慣行及び要件を有することができる。
- [79] 定義では*検疫*という語を使用しているが、それ自体の定義の中には同様に*規制品*が含まれている。
- [80] 拡大された用語である*植物検疫所(phytosanitary quarantine station)*についても検討された。しかしながら、植物検疫目的以外の*検疫所*については ISPM において言及されていないため、*植物検疫(phytosanitary)*という語は必要ない。
- [81] 2011年での各国のコメントへの応答は、2011年 TPG 会議報告書において見ることができる。

[82] *以前の定義*

[83] 検疫所 (quarantine station)	植物又は植物生産物を検疫する公的な部署 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly quarantine station or facility]
-------------------------------	---

[84] 改正案

[85] 検疫所 (quarantine station)	植物又は、植物生産物又は有益生物を含むその他の規制品を検疫する公的な部署 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly quarantine station or facility]
-------------------------------	--

- [86] 2.6 有害動植物低発生地域 (AREA OF LOW PEST PREVALENCE)、物品有害動植物リスト (COMMODITY PEST LIST)、生息地 (HABITAT)、有害動植物無発生地域 (PEST FREE AREA)、有害動植物無発生産地 (PEST FREE PLACE OF PRODUCTION)、監視 (SURVEILLANCE)、調査 (SURVEY)

[87] 背景

- [88] 発生という語を削除する提案 (セクション 3.1 を参照) のため、以下の定義を変更する必要がある。類似

した結果としての変更は 2.4 のもとで有害動植物無発生生産用地に対してなされた。定義の改正は 2013 年 2 月に TPG により提案され、2013 年 5 月に SC により検討された。以下の説明を考慮して頂きたい:

- [89] ISPM では、*存在(presence 及び present)*という語だけを使用することが提案されている。
- [90] 関連する定義においては、*発生しない(does not occur)*という否定形の使用を避けて置き換えるため、*不在(is absent)*という語の方が *存在しない(not present)*と言う語よりも推奨される。この語は、ISPM 8:1998 でも使用される。

[91] 注:以下の表において*が付いている 3 つの用語(有害動植物低発生地域(area of low pest prevalence)、物品有害動植物リスト(commodity pest list)及び調査(survey))について、SC はこれらの定義における概念の問題点についてさらに検討する必要性を認め、TPG による更なる検討のため、IPPC の基準のためのトピックリストに議題としてこれらの用語を追加した。しかし、以下の案は維持され、発生の削除案から生じる結果としての変更のみに関係する。

[92] 以前の定義

[93] 有害動植物低発生地域* (area of low pest prevalence)	ある国の全部若しくは一部、又は複数国の全部若しくは一部であつて、特定の 有害動植物 が低い水準で 発生 し、かつ、効果的な 監視、防除又は撲滅 の措置が適用されていることを権限のある当局が確認している 地域 [IPPC, 1997]
物品有害動植物リスト* (commodity pest list)	ある特定の 物品 に関連した 地域 において 発生 している 有害動植物 のリスト[CEPM, 1996]
生息地(habitat)	生物体 が自然に発生する又は定着できるような条件をそろえた、 生態系 の一部 [ICPM, 2005]
有害動植物無発生地域 (pest free area)	特定の 有害動植物 が 発生 していないことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が 公的に 維持されている 地域 [FAO, 1995]
有害動植物無発生生産地 (pest free place of production)	特定の 有害動植物 が 発生 していないことが科学的に証明され、適切な場合、この状態が一定期間 公的に 維持されている 生産地 [ISPM No. 10, 1999]
監視(surveillance)	調査、モニタリング 又はその他の手続によって 有害動植物 の 発生 又は 無発生 に関するデータを収集し記録する 公的な手続 [CEPM, 1996]
調査*(survey)	有害動植物 の 個体群 の 特性 又はある 地域内 に いかなる種 が 発生 しているかを決定するために一定期間に渡って実施される 公的な手続 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996]

[93] 改正案

[94]	有害動植物低発生地域* (area of low pest prevalence)	ある国の全部若しくは一部、又は複数国の全部若しくは一部であつて、特定の有害動植物が低い水準で発生存在し、かつ、効果的な監視又は防除措置が適用されていることを権限のある当局が確認している地域 [IPPC, 1997]
	物品有害動植物リスト* (commodity pest list)	ある特定の物品に関連した地域において発生存在している有害動植物のリスト[CEPM, 1996]
	生息地 (habitat)	生物体が自然に発生存在する又は定着できるような条件をそろえた、生態系の一部 [ICPM, 2005]
	有害動植物無発生地域 (pest free area)	特定の有害動植物が発生していない不在であることが科学的に証明され、適切な場合、この状態が公的に維持されている地域 [FAO, 1995]
	有害動植物無発生生産地 (pest free place of production)	特定の有害動植物が発生していない不在であることが科学的に証明され、適切な場合、この状態が一定期間公的に維持されている生産地 [ISPM No. 10, 1999]
	監視 (surveillance)	調査、モニタリング又はその他の手続によって有害動植物の発生存在又は無発生に関するデータを収集し記録する公的な手順 [CEPM, 1996]
	調査* (survey)	有害動植物の個体群の特性又はある地域内にいかなる種が発生存在しているかを決定するために一定期間に渡って実施される公的な手続 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996]

[95]

3. 削除

[96]

3.1 発生 (2010-026)

[97]

背景

[98]

発生及び存在(2010-025)という語は、これらの語の英語の中での使用方法を検討するため、TPG の提案を基に、2010年4月にSCによりIPPC基準の議題リストに加えられた。

そして、もし1つの語が望ましいならば、フランス語 (presence) 及びスペイン語 (presencia) では、1つの語だけに翻訳されていることに注意が払われた。発生という語の削除については、2012年10月のRPGで提案され、2013年5月にSCにより検討された。存在という語については、何も発言されなかった。以下の説明を考慮して頂きたい:

[100]

発生という語は、現在の用語の中では、存在という語よりもさらに特殊・制限されている状態を示しているが、この違いは他の言語では見られない。ISPMでは、実際にはその違いを意図又は求めてはいないようである。同様に、条約の文章(発生という語が定義される前に作成された)では、両方の語を同じものとして使用している。

[101]

現在の(恒久性の程度に関係する)発生という語の定義は、英語の中でその語が持つ通常の意味(突然の事態という意味)の中では、しっくりくるものではないようである。

[102]

存在及び発生という語は、現在のISPMでは同意語として認められ、将来の基準では、存在(又は“発

生しない”という意味の不在)という語だけが使用されるべきであると提案されている。

[103] さらに、発生と言う語の現在の定義(「土着又は侵入していると公的に報告され、及び根絶されたということが公的に報告されていない」)は、要件について言及している。定義の中に、要件が入るべきではない。

[104] 発生という語の定義を削除し、存在という語については定義せず、改正 ISPM 8:1998 の中だけで、存在という語が持つ多様な程度とニュアンスを論じることが提案されている。

[105] 発生の削除案は、その結果起こる多くの変更を含み、他の用語集の定義付けも必要とされる(セクション 2.7 を参照)。

[106] 削除案

[107] 発生 (occurrence)	土着又は侵入していると公的に報告され、又は根絶されたということが公的に報告されていない有害動植物のある地域での存在 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; ISPM No. 17; formerly occur]
--------------------------	---

[108] 3.2 生物体(ORGANISM) (2010-021)、自然発生(NATURALLY OCCURRING) (2010-023)

[109] 背景

[110] 生物体及び自然発生という語は、ISPM での有害動植物、生物体、自然発生という語の定義と使用の見直しのため、TPG の提案に基づき 2010 年 4 月の SC で IPPC 基準の議題リストに加えられた。生物体と自然発生という語の削除は、2012 年 10 月に TPG により提案され、2013 年 5 月に SC により検討された(有害動植物の定義はそのままにすることが提案された)。以下の説明を考慮して頂きたい:

[111] 自然発生という語は、用語集の中の生物体の定義だけで使用されている。ISPM では、異なる語が使用され、意味も異なっている(例、生物体が自然発生する場所(つまり、原産地);有害動植物の自然発生が少ない場所)。用語集の中の自然発生の定義は、このような文脈で使用される意味はなく、また、無関係である。

[112] 生物体という語は普通に使用される語であり、ISPM では、IPPC のために、特別な意味を持って使用されることはない。元々は、ISPM 3:2005 のために特に定義されていたが、他の文脈の中でも使用されている。

[113] 削除案

[114] 自然発生(naturally occurring)	生態系の一構成要素又は野生個体群から選抜されたものであって、人為的手段により変えられていないもの [ISPM No. 3, 1996]
生物体(organism)	自然発生存在の状態において、生殖又は複製能力を持つあらゆる生物実体[ISPM No. 3, 1996; revised ISPM No. 3, 2005]

[115] 3.3 制限 (RESTRICTION) (2010-027)

[116] 背景

[117] 制限という語は、ISPM における統一されない使用状況を見直すため、TPG の提案に基づき、2010 年 4 月の SC により IPPC 基準の議題リストに加えられた。制限という語の削除案は、2012 年 10 月に TPG により提出され、2013 年 5 月に SC により検討された。以下の説明を考慮して頂きたい:

[118] 制限という語は、いくつかの場合においては定義に従って使用されているが、それ以外の場合では従っていない。定義に従って使用される場合、輸入植物検疫要求事項に言及することにより文章を(一貫性のために)言い換えることが常に可能であり、またその方がより正確である。このため、制限という語を定義する必要はない。実際ほとんどの ISPM において、制限の確立よりも輸入植物検疫要求事項の確立という表現がされている。

[119] 削除案

[120] 制限 (restriction)	特定の要件を課して特定物品の輸入又は移動を認める植物検疫規則 [CEPM, 1996, revised CEPM, 1999]
---------------------------	---

[121] 3.4 保護地域 (PROTECTED AREA) (2012-003), 管理地域 (CONTROLLED AREA) (2012-003)

[122] 背景

[123] 危険にさらされている地域及び保護地域という語は、TPG の提案に基づき、2012 年 4 月の SC で IPPC 基準の議題リストに加えられた。保護地域という語の削除は、2012 年 10 月に TPG により提案され、2013 年 5 月の SC で検討された。管理地域という語の削除も、その結果として提案された。危険にさらされている地域については、定義の変更は必要ないとされている。以下の説明を考慮して頂きたい:

[124] 保護地域及び管理地域は冗長であり、地域に関する定義のグループは必要以上に複雑化している。いずれの語も規制地域に関する特定の場合に使われると決められており、ある場合は危険にさらされている地域(保護されている)に適用され、また別の場合には及び検疫地域(防除される)に適用される。

[125] 管理地域という語が ISPM で使用されたことはない。

[126] 保護地域は、ISPM では非常に限られた範囲で使用されている。ある例(ISPM 11:2004)においては、異なる意味として定義されていた(自然保護を意味)。ISPM において規制地域という語に言及される場合は、一貫性のため当該用語を代わりに使用し得る。

[127] 保護地域という語は、危険にさらされている地域に適用するためのものであった(つまり、病害虫リスクアナリシスの文脈の中で)。しかし、改正 ISPM 2:2007 では、既に規制地域という語が使用されていた。

[128] ISPMs で保護地域という語が使用されている場合、定義で扱う意味以外の制約(すなわち、最小地域としてではなく、技術的根拠及び無差別)の対象となるものとして記述されている。

[129] 削除案

[130] 管理地域(controlled area)	検疫地域からの有害動植物のまん延を防ぐために必要な最小限の地域であると NPPO が決定した規制地域 [CEPM, 1996]
保護地域(protected area)	危険にさらされている地域の効果的な保護のために必要な最小限の地域として NPPO が決定した規制地域 [FAO, 1990; omitted from FAO, 1995; new concept from CEPM, 1996]

[131] 3.5 汚染有害動植物 (CONTAMINATING PEST) (2012-001)

[132] 背景

[133] 汚染有害動植物という語は、TPG の提案に基づき、2012 年 4 月の SC により IPPC 基準の議題リストに加えられた。2013 年 2 月に TPG により、汚染有害動植物の削除が提案された。以下の解説を考慮して頂きたい:

[134] 汚染有害動植物という語の定義は、物品により運ばれた有害動植物に限られ、他の手段で移動された有害動植物は含まれない;例えば運搬機関など。

[135] 有害動植物又は規制品により汚染された全ての事例を適切に対象とする汚染の定義が存在する(汚染:有害動植物又はその他の規制品が、寄生していないが、物品、貯蔵所、運搬機関、あるいは容器内に存在すること(寄生を参照)[CEPM, 1997; revised CEPM, 1999])。

[136] 汚染有害動植物という言い回しは、適切に定義されている汚染(contamination)から発生した形として未だ使用され得るため、定義を改正するよりも削除することが提案された。重複する定義は削除することが望ましい。

[137] 削除案

[138] 汚染有害動植物 (contaminating pest)	物品によって運ばれる有害動植物であるが、その物品が植物及び植物生産物の場合、その植物又は植物生産物に寄生しない有害動植物 [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]
---------------------------------------	---

[139] 4. IPPC 及び ISPM における“植物”の解釈並びにその結果として生じる ISPM 5 の範囲の改正

[140] 背景

[141] 2012 年、生物多様性条約(CBD)の締約国会議において、IPPC は藻類、蘚苔類、糸状菌を扱うかどうかという問題が取り上げられた。IPPC が作成されていた時、生きている生物体は 2 つの界—植物と動物—に分けられていたことと、これらの他の生物体は“植物”という言葉の下で扱われることとなったこと

に注意が払われた。IPPC 事務局の要求により、2012 年 10 月に TPG がこの問題について暫定的な議論を行った。2012 年 11 月、SC は TPG に、藻類、蘚苔類、糸状菌といった生物の分類、及び IPPC が植物の対象とする範囲についての文書を作成するよう求めた。2013 年 2 月、TPG は以下の提案を作成し、2013 年 5 月の SC で検討された。

[142] IPPC が意味する“植物”とは何か？

[143] IPPC において、何を以て“植物”とするか、はっきりとした定義は存在していなかった。元々は、植物とは、人間により経済的理由から利用されているものであり、国際取引により新しい地域に移転される時は、有害動植物から保護される必要がある、ということが強調されていた。具体的には、被子植物、裸子植物、シダ類を意味していた（広義には“高等”植物又は“維管束”植物）。しかし、当時、植物学会では、植物の概念を蘚苔類、藻類、糸状菌、さらには細菌にまで広げていた；確かに、全て動物ではなかった。このことは、植物命名規約が、全ての生物体に当てはめられていたという事実に反映されていた。こういった様々なその他の“植物”についての直接の経済的重要性は、実際にはあまり大きなものではなく、有害動植物の侵入及びまん延から保護する必要はなかった。しかしながら、当時、いくつかの藻類及び糸状菌は経済的理由により利用されていたこともあり、そしておそらくそのために IPPC の下で検討されるのに適しているとされてきたようである（事実そうであったのか、今となっては思い出すことは出来ないが）。

[144] 改正 IPPC (1997 年)の IV.2.b 項では、IPPC は、耕作されていない / 管理されていない植物（“野生植物”）に影響を与える病害虫、ならびに環境への影響とそれに続く植物への影響についての懸念が明確にされており、それは、いくつかの植物検疫措置に関する委員会 (CPM) の決定及び ISPM 11:2004 [CPM-8 後、年度は調整される予定] (付録 1 に含まれている)に反映されている。現在、植物について IPPC と CBD が取り扱う範囲は重なっている。実際には、CBD は、蘚苔類を含め、全ての高等植物の種を保護することを目的としている。藻類及び糸状菌も、CBD が扱う対象となっている（これらが植物とみなされているか否かは関係ない）。

[145] 現在の植物分類

[146] 21 世紀、生物体の界の分類は大きく変化した。動物及び植物という、わずか 2 つの界が存在するのではなく、少なくとも 7 つの界が存在している（古細菌、細菌、動物、原生動物、クロミスタ、糸状菌、植物）。この変化については、付録 1 に、より詳しい説明が記されている。現在の用語では、糸状菌及び多くの藻類は植物ではない。このことは、IPPC が取り扱う範囲を明らかに制限しており、このため、以前考えられていた範囲を復活させ、そのことを明言するという、特定の宣言を行うことが提案されている。ある種の藻類と糸状菌は、その経済的利益により、IPPC 下で保護されることは明らかではあるが、その他のものも生物多様性の重要な要素である。

[147] IPPC 及び ISPM における“植物”の解釈のための提案

[148] オーストラリアのメルボルンで開催された最近の国際植物学会議(2011 年 7 月)で、国際植物命名規約は、国際藻類・菌類・植物命名規約(ICN)と改称された。TPG は、国際藻類・菌類・植物命名規約と一致させ、IPPC が植物だけでなく藻類及び糸状菌にもその対象を広げると宣言すべきと提案してい

る。

[149] IPPC の文書にこの解釈を正式に加える方法

[150] ISPM5 の範囲を改正することによって、IPPC の文書にこの解釈を正式に加えることが提案されている。この提案は、“植物”についての現在の定義(物品としての植物に関連している)を改正すること、又は“植物”という語について共通する解釈を発展させることよりも、好ましいとされている。

[151] ISPM5 の範囲の改正案

[152] この参照基準は、世界の植物検疫システムにとって特別な意味を持つ用語と定義のリストである。これは国際植物防疫条約 (IPPC) 及び植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) の実施に関連して、国際的に調和のとれた、共通の語彙を提供するために作成されてきた。

[153] IPPC 及び ISPM の文脈においては、国際藻類・菌類・植物命名規約と一致させ、植物に対する言及は全て、藻類及び糸状菌にも及ぶと理解されるべきである。

[154] 本提案から生じる問題

[155] 詳細すぎる表現は、問題をより一層複雑にするであろうことから、提案では比較的分かりやすい言葉を使用している(付録 1 を参照)。科学用語集では、提案された範囲は植物、クロミスタ、及び糸状菌となるであろうが、これらの分類は英語の相当する語と正確に一致するわけではない。

[156] 植物の一部と藻類・糸状菌の多くは、微生物である。このため、IPPC に基づけば、積極的に保護される対象とはならないであろう。しかし、マクロ生物と微生物の境目は明確ではなく、微生物を除外する線引きを行うことは、適切ではないだろう。

[157] 細菌界と古細菌界は、提案には含まれていない。これらの界に含まれる生物体は、かつて国際植物命名規約で対象となっていたことがあったが、現在は、それら独自の規約が存在する。細菌と古細菌は全て微生物である。これらを、IPPC の“植物”の中にも含めるという提案があったが、その経済的重要性から、又は生物多様性の要素として、近い将来保護が必要であろうという見込みはほとんどない。

[158] 付録 1.現在の界及び以前の分類

[159] 新しい界	*含まれる分類群*	以前の分類
古細菌	原始細菌	細菌

細菌	細菌	細菌
	シアノバクテリア	藻類、以前は植物
動物	動物	動物
原生生物	原生生物	動物
	変形菌	糸状菌、以前は植物
	ユーグレノゾア	植物
クロミスタ	褐藻植物(褐藻)	植物
	珪藻(微細藻類)	植物
	渦鞭毛藻類(微細藻類)	植物
	卵菌類	糸状菌、以前は植物
糸状菌	糸状菌及び地衣類	糸状菌、以前は植物
植物	高等植物及びシダ類	植物
	コケ類	植物
	緑藻植物(緑藻類)	植物
	車軸藻類(車軸藻)	植物
植物(他の界の可能性もある)	紅藻類(紅藻)	植物

[160] * 藻類(以前は植物)には他に小さな分類群があり、現在はクロミスタ界又は植物界に含まれているが、簡潔にするため省かれている。